令和５年５月２日

保護者の皆様

府中南小学校
校長　倉本樹

５月８日以降のコロナウィルス感染症対策について

５月８日からは新型コロナウィルス感染症は５類に移行されます。それに伴い「学校保健安全法施行規則」の一部が改正され，学校においては「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～)」に基づいて教育活動を進めることになります。府中町教育委員会からも次の 4 点について保護者に周知するよう通知があったため，本メールにてお知らせいたします。

●新型コロナウィルス感染症への感染が確認された児童に対する出席停止の期間は「発症した後五日を経過し，かつ，症状が軽快した後一日を経過するまで」となります。

●出席停止解除後，発症から 10 日を経過するまでは当該児童に対してマスクの着用を推奨します。

●濃厚接触者が特定されなくなることから，同居家族が感染した児童も本人が感染していなければ，基本的には出席停止の対象にはなりません。

●発熱や咽頭痛，咳等の普段と異なる症状がある場合には，自宅で休養することが重要であり，無理をして登校しないよう，児童・保護者に対する周知・呼びかけを行います。

またあわせて学校からも次の２点をお知らせいたします。

◎連休中のコロナに感染した場合の連絡は，従来通り管理員の方へ連絡してください。

◎5 類移行に係り，連絡帳での欠席連絡を再開します。欠席される場合は，連絡帳をことづけてくださってかまいません。

（※５月２日一斉メールにて発信したものを通知形式にしてホームページに掲載します。）